



～がん患者の方の就労や社会参加を応援するために～

# ウィッグ（かつら）や胸部補整具の 購入費用助成のご案内

港区では、がん治療中の区民のみなさまの就労や社会生活を応援し、より良い療養生活となるよう、ウィッグ（かつら）や胸部補整具の購入費用の一部を助成します。



問い合わせ

港区 みなと保健所 健康推進課 健康づくり係 電話 03(6400)0083



## 1 助成を受けることができる方（次の全てに該当する方）

- 申請時において港区内に住所があること
- がんと診断され、現在治療を行っていること
- がん治療に伴い脱毛又は乳房を切除し、補整具が必要となっていること

## 2 助成対象品

- (1) ウィッグ（かつら） ※医療用には限りません
- (2) 胸部補整具 ※補整下着（ノンワイヤーソフトブラなど）、補整用シリコンパッド、人工ニップルなど

## 3 助成金額

**30,000 円** または、**購入経費の 7 割** の いずれか低い額

- (注1) 助成対象者1人につき1回限りとなります。  
(注2) 他の法令等に基づく、同種の助成を受けている場合は対象外となります。  
(注3) 購入経費の7割の額の100円未満を切り捨てた額を助成します。

## 4 申請期限

上記の「2 助成対象品」を購入した日（領収書に記載の日付）の翌日から1年以内

## 5 申請に必要な書類

No.	書類名	注意事項など
(1)	港区がん患者ウィッグ等購入費助成金交付申請書	みなと保健所、各地区総合支所で配布しています。 港区ホームページからダウンロードできます。 ( <a href="http://www.city.minato.tokyo.jp">http://www.city.minato.tokyo.jp</a> ) ※摩擦熱等の温度変化で筆跡が消えるボールペンなど、訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください
(2)	がんの治療を受けていることを証する書類	化学療法又は手術などがんの治療を行ったことが分かる書類（お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書など）かつ、現在治療中であることがわかるものの写し（コピー） ※ウィッグは「脱毛の副作用を伴う治療」、胸部補整具は「乳房の切除を伴う治療」を行うことが分かる書類が必要です



(3)	購入した金額の明細がわかる書類（領収書等）	原本を提出ください。写し（コピー）は不可です。宛名（申請者のフルネーム）、購入日（発行日）、購入金額、金額の内訳、領収書発行者の名称及び住所の記載が必要です。（詳しくは、3ページを参照ください）※当助成制度での領収書の有効期限は、購入日（領収書に記載の日付）の翌日から1年以内です。
(4)	申請者の本人確認書類	運転免許証、健康保険証などの写し（コピー）
(5)	振込先口座が確認できる書類	銀行名、名義、口座番号が確認できるもの（通帳など）の写し（コピー）

## 6 申請方法

1ページの「5（1）の申請書」に必要事項を記入し、「5（2）～5（5）」の書類を添え、下記へ郵送にて申請してください。

送付先	〒108-8315 港区三田1-4-10 港区 みなと保健所 健康推進課 ウィッグ等購入費用助成金受付担当
-----	-------------------------------------------------------------

## 7 助成金支給までの流れ

1 申請手続き	申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて、みなと保健所健康推進課へ郵送にて申請してください。
2 交付決定通知	申請書などの書類の確認、審査をしたうえで、申請者へ交付決定通知書を送付します。 ※審査の際、住所等の確認のために住民登録を閲覧させていただくほか、必要がある場合には、関係機関へ照会し、診療明細を確認させていただく場合があります。
3 助成金の支払	指定された口座に助成金を振り込みます。 （交付決定通知発行日より1ヶ月半後頃の振込を予定しています）

## 8 申請に当たっての注意事項

- (1) 助成は、対象者1人につき1回限りとなります。
- (2) 申請が可能な期間は、購入日（領収書などの日付）の翌日から1年以内になります。
- (3) ウィッグ（かつら）のみではなく、胸部補整具も購入した、あるいは、ウィッグを複数購入したような場合は、1回にまとめて申請してください。
- (4) 他の法令等に基づく、同種の助成などを受けている方は対象となりません。
- (5) 助成対象となるウィッグは、医療用に限りません。
- (6) 対象者が未成年者の場合については、親権者が申請することができます。  
それ以外の方からの代理申請はできません。



## 9 購入した金額の明細がわかる書類（領収書等）についての注意事項

- (1) 必ず、原本を提出してください。写し（コピー）は不可です。
- (2) 助成対象品であるかを確認するうえで重要な書類です。必ず、購入した金額の明細がわかるものを提出してください。  
領収書の作成を店舗等へご依頼する場合は、販売店の方に、下記の「領収書見本」をお見せください。
- (3) 当助成制度での領収書の有効期限は、購入日（領収書に記載の日付）の翌日から1年以内になります。
- (4) 領収書には、次の項目すべての記載が必要になります。
- ① 宛名（申請者のフルネーム）
  - ② 購入日（発行日）
  - ③ 購入金額
  - ④ 金額の内訳
  - ⑤ 領収書発行者の名称及び住所
- (5) 上記（4）の必要項目が記載されていない領収書（レシート等も含む）を使用される場合は、領収書（原本）の他に、記載がない項目の内容を補足できる書類の提出が必要になります。
- （例）
- ・購入金額の内訳の記載がない領収書  
→購入明細書、納品書など（購入したものの内容、金額がわかるもの。）

領収書 見本

【②購入日】有効期限は、ここに記載の日の翌日から1年以内です。

平成 31 年 4 月 3 日

【①宛名】申請者のフルネーム

港 太郎 様

【③購入金額】

50,000 円以上の領収書には、  
収入印紙が必要です。  
※クレジットカード払いの場合は、収入印紙は不要ですがその旨の記載が必要です。

¥ 57,700-

収入  
印紙

印

【④金額の内訳】

助成対象品であることがわかる記載が必要です。  
対象外の物が含まれている場合は、詳細な内訳を別途添付してください。

但、ノンワイヤーソフトブラ（ホスピタブル・ミナト）、シリコンパッド（ナチュラル3G）購入代金として

【⑤発行者の名称・住所】

〇〇区▲▲町1-8  
(株) ××ショップ 店長 □□

印



## 10 Q&A

区分	質問	回答
制度について	この制度は何回も利用できるか。	いいえ。 対象者1人につき、1回限りです。
	再発した場合や、異なるがんに罹患した場合、転移した場合に、また利用できるのか。	いいえ。 対象者1人につき、1回限りです。
	過去にがん治療を受けていたのだが、助成対象となるか。	いいえ。 本事業は、がんと診断され、現在、その治療を行っている区民の方を対象としています。
	未成年の子どもに購入したのについて、保護者が申請する場合はどうしたらよいか。	申請には、1ページの5に記載の書類が必要です。 申請書の「対象者」欄に、対象のお子様の情報を記入ください。 また、対象者（子ども）と申請者（保護者）が同一世帯ではない場合は、申請者の方が対象者の方の「親権者であること」が確認できる書類も一緒に提出ください。
	ウィッグ購入で1回、胸部補整具で1回、といった申請は可能か。	いいえ。 申請は、対象者1人につき1回限りです。 お問い合わせのような場合は、2点の領収書を合わせて申請してください。（ウィッグと胸部補整具、両方の領収書を合わせて1回の申請とすれば、購入費用の7割または、30,000円のいずれか低い額が助成されます。）
	助成対象となるウィッグ、胸部補整具は1人1個に限られるのか。	いいえ。 購入される個数は問いませんので、複数購入されたものを申請することは可能です。 ただし、申請は、対象者1人につき1回限りとなりますので、まとめて申請してください。
助成対象品について	胸部補整具は、乳がんによるものに限られるのか。 たとえば、皮膚がんにより乳房切除をした場合はどうか。	限りません。 がん治療における外見の変化をカバーする胸部補整具であれば、対象になります。
	ウィッグのヘアピース（部分かつら）は対象になるか。	はい。 全部かつらのほか、部分かつらも対象になります。



区分	質 問	回 答
助成対象品について	ウィッグの付属品は、どこまでが助成対象となるのか。	ウィッグを装着するために必要なネットは、助成対象品に含まれます。 それ以外の付属品（ウィッグのスタンドなど）や日常的なケア用品（クリーナー、リンス、ブラシなど）は、対象となりません。
	ウィッグを自作したいので、材料費を購入したいが、助成対象となるのか。	自作される場合は、対象になりません。
	脱毛をカバーするための帽子は助成対象となるか。	なりません。 助成対象となるのは、ウィッグ（かつら）と胸部補整具のみです。 帽子などの、治療中の方だけでなく、どなたでも使用できるもの、日常的に屋外で使用するものではないものは対象外になります。
	ウィッグや胸部補整具を購入する際に送料や手数料がかかった。助成対象となるのか。	いいえ。 送料や手数料は、対象になりません。助成対象は、対象品本体にかかる経費（消費税含む）のみです。
	美容院でウィッグを購入した。購入時に、ヘアセットもしてもらったがこれも助成対象になるか。	いいえ。 対象品本体にかかる経費（消費税含む）以外のものは対象になりません。 領収書の金額にヘアセット代が含まれている場合は、対象経費のみの領収書を再発行してもらるか、ヘアセット代金を確認できる資料も提出ください。（助成対象金額からヘアセット代金を引いた額が申請金額になります）
	助成金額を算出するうえでの購入費用は、消費税を含むのか。	はい。 助成金額は、消費税を含むウィッグなどの購入費用の7割に相当する額（100 円未満の端数があるときは、切り捨てます。）と、30,000 円のいずれか少ない額になります。
領収書について	領収書の宛名を上様でもらったが、申請可能か。	いいえ。 領収書には、申請者の氏名（フルネーム）の記載が必要です。お手数ですが、発行者へ領収書の再発行を依頼してください。
	領収書の宛名が漢字ではなく、カタカナ書きとなっているが、申請可能か。	はい。 フルネームで記載してあれば、申請可能です。





区分	質 問	回 答
領収書について	3ページの見本のような様式ではない領収書（レシート）で申請可能か。	はい。 領収書の様式は問いません。 ただし、3ページに記載のある必要事項全ての記載（①宛名（申請者のフルネーム）、②購入日（発行日）、③購入金額、④金額の内訳、⑤領収書発行者の名称及び住所）が必要です。
	領収書に内訳が書いていないが、申請可能か。	いいえ。 内訳のない領収書のみでは、申請はできません。 領収書には、①宛名（申請者のフルネーム）、②購入日（発行日）、③購入金額、④金額の内訳、⑤領収書発行者の名称及び住所の記載が必要です。詳しくは3ページをご覧ください。 記載が無い場合は、内訳の内容が分かるものを合わせてご提出ください。 （例）購入明細書、納品書など ※ただし、領収書に記載の金額と、内訳に記載の合計額が同額の必要があります。
	領収書に収入印紙が貼られていないが、申請可能か。	以下の場合、収入印紙は不要です。 ・購入金額が50,000円未満の領収書 ・クレジットカード払いで購入した場合の領収書 ※ただし、領収書にクレジットカード払いであることの記載が必要です。 これ以外は収入印紙が必要ですので、発行者へ依頼してください。
	インターネット（クレジットカード決済）で購入した。領収書がないが、どうしたらよいか。	領収書に代わるものとして、支払いをした事が分かるものと、3ページに記載の必要事項（①宛名（申請者のフルネーム）、②購入日（発行日）、③購入金額、④金額の内訳、⑤領収書発行者の名称及び住所）全てが確認できるものをご提出ください。 （例） クレジットカード会社からの請求明細の原本（支払いをした事が分かるもの、①申請者名、②購入日、③購入金額）＋申込みの受注確認のメールをプリントアウトしたもの（④金額の内訳、⑤購入先の名称・住所）など
	店舗で、クレジット払いで購入した。領収書が発行されなかったがどうしたらよいか。	購入された店舗へ領収書の発行を依頼してください。 発行ができない場合は、3ページに記載の必要事項（①宛名（申請者のフルネーム）、②購入日（発行日）、③購入金額、④金額の内訳、⑤領収書発行者の名称及び住所）全てが確認できるものをご提出ください。



## ●アピアランス（外見）ケアについての相談窓口●

がん治療に伴う外見変化のお悩みや、ウィッグ、胸部補整具の購入に関する相談については、港区立がん在宅緩和ケア支援センター「ういケアみなと」のほか、区と連携協定を締結している団体や、下記の医療機関などでご相談窓口を設置しています。  
詳しくは、記載の連絡先へお問い合わせください。

### 港区有施設

#### ●港区立がん在宅緩和ケア支援センター「ういケアみなと」

所在地：港区白金台4-6-2 ゆかしの杜5階（白金台駅下車2番出口から徒歩1分）

電話：03（6450）3421 / FAX：03（6450）3583

相談日時：月2回、アピアランス個別相談（開催日時はホームページまたは電話にてお問い合わせください）

申し込み方法：電話またはFAXでお申し込みください。

### 港区連携協定締結団体

#### ●みなとアピアランス・サポート相談室

（東京都美容生活衛生同業組合 港区美容組合三支部連合会）

所在地：港区高輪3-10-28（高輪台駅から徒歩2分、品川駅から徒歩8分）

電話：03（3445）4010

相談日時：随時

申し込み方法：お電話にて予約のうえ、ご来室ください。

#### ●株式会社KEA(ケア)工房

所在地：中央区銀座8-9-12 銀座リヨンビル5階（銀座駅から徒歩5分、新橋駅から徒歩5分）

電話：0120（36）2727

相談日時：随時

申し込み方法：お電話にて予約のうえ、ご来店ください。

### 港区内医療機関

#### ●東京慈恵会医科大学附属病院

所在地：港区西新橋3-19-18（外来棟4階がん相談支援センター）

電話：03（5400）1232

相談日時：月曜～土曜日、午前9時～午後4時 / 月4回、相談会を開催しています。

申し込み方法：担当の医師、看護師へお申し出いただくほか、直接お申し込みください。

#### ●JCHO東京高輪病院

所在地：港区高輪3-10-11

電話：03（3443）9191

相談日時：月曜～金曜日、午前9時～午後5時

申し込み方法：担当の医師、看護師へお申し出ください。（通院の方が対象となります。）

#### ●国家公務員共済組合連合会 虎の門病院 がん相談支援センター

所在地：港区虎ノ門2-2-2（2階21番患者サポートセンター内）

電話：03（3588）1171（がん相談支援センター直通）

相談日時：月曜～金曜日、午前9時～午後4時

申し込み方法：電話相談と対面による相談があります。対面での相談は予約制です。事前にお電話でお申し込みください。予約外はすべて先着順となります。詳しくは、お電話にてお問い合わせください。